(要領様式第1号)

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成22年条例第66号。以下「条例」 という。)に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

令和7年3月7日

長野市長 荻 原 健 司

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内 容 及 び 関 係 図 書	公表及び縦覧する もの (○を付す)
(1) 条例第50条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第54条第2項	事業計画概要説明会終了報告書	
(第54条第6項含む)	(勧告に基づくものを含む)	O
(3) 条例第56条第1項	事業計画書	
(4) 条例第59条第4項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第64条第2項	最終見解書	
(6) 条例第66条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

		1		
	事	項	内	容(該当する項のみに記載する)
条例第	(1) 氏名及び住所 (法人にあっては 、代表者の氏名) 務所の所在地)	、その名称	長野市中曽村 宮澤木材産業 代表取締役	業株式会社
50 54	(2) 廃棄物の処理 の場所	埋施設の設置	長野市中曽村	艮2172番
56 59 64	(3) 廃棄物の処理	里施設の種類))	・型理施設(ごみ処理施設(破砕施設)申間処理施設(破砕施設)
66 条	(4) 処理を行う	廃棄物の種類	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	別管理一般廃棄物、特定有害産業廃 ものを除く。)、刈草
	(5) 廃棄物の処理 能力	里施設の処理	148.736 t	/日 (稼働時間8時間)

	(c) 亦再の柳西(亦再執司然	変更後	変更前			
	(6) 変更の概要(変更許可等 の場合)	木くずの破砕施設	追加			
		148.736 t/日				
	(7) 周辺地域の範囲及びその	浅川中曽根区、浅川大池南区の範囲				
	根拠	根拠:長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る				
条	1区100	指針第3第1項 (5)				
例		周辺地域内の住民				
第	(8) 関係住民の範囲その根拠	根拠:条例第45条第25	頁及び条例施行規則第40			
50		条第1号				
54		大池南区				
条		令和7年2月1日(土)	午後6時			
	(9) 関係住民に対する事業計	長野市中曽根2188番地	5 長野森林資源利用事			
	画概要説明会の開催日時及び	業協同組合1階会議室				
	場所	中曽根区				
		令和7年2月16日(日)	午後 1 時30分			
		長野市中曽根3741番地	中曽根公会堂			
		縦覧場所:長野市大字額	爲賀緑町1613番地			
		長野市役所領	第二庁舎3階			
	(10)事業計画概要説明会終了	環境部廃棄物	勿対策課			
	報告書の縦覧場所、期間及び	縦覧期間:令和7年3月	月8日から			
	時間	令和7年3月	月21日まで			
		縦覧時間:開庁日の午前	前8時30分から			
		午後5時15分	分まで			

3 提出できる意見

今回提 出でき る意見	根拠	対	象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
	第 51 条	○第50条第2項 住民 ○事業計画概要 いて生活環境保 見地から意見を 者	書につ全上の	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲その根拠 ○関係住民に対する 事業計画の概要に関する説明会の開催日 時及び場所	19 号	提出期限 令和 年 月 日() 提出先

				1	
		○第53条第1項の対象	○事業計画概要説明		提出期限
		関係住民	会終了報告書の内容		令和7年3月21
					日(金)
	第			22	提出先
0	54			号	〒 380−8512
	条			75	長野市大字鶴賀
					緑町1613番地
					長野市環境部
					廃棄物対策課
		○第53条第1項の対象	○事業計画について		提出期限
	第	関係住民		24	令和 年 月
	58	○事業計画書について		号	日()
	条	生活環境保全上の見地		7	
		から意見を有する者			提出先
		○第53条第1項の対象	○見解書について		提出期限
	第	関係住民		22	令和 年 月
	60	○事業計画書について		号	日()
	条	生活環境保全上の見地		万	
		から意見を有する者			提出先

^{*「}今回提出できる意見」に〇印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出に当たっての留意事項

- ・<u>条例第58条の規定に基づく意見書については、縦覧することを予定しております。</u> <u>意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ</u> <u>縦覧されます。</u>
- ・提出書類は、いずれも日本産業規格A列4番(折り込み可)とし、使用する言語は 日本語とすること。
- ・提出方法は、持参又は郵送とすること。

なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められない。